

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 〇〇〇〇 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 .
- 2 .
- 3 .
- 4 .
- 5 . 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 埼玉県 〇〇〇〇 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することができる株式の総数は、 〇〇〇〇 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(特定の株主からの自己株式の取得)

第 9 条 当社が、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得するときは、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が、それぞれ署名又は記名押印して、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき、質権の登録・変更・抹消又は信託財産の表示・抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくはその代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 15 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。

株主総会を招集するには、会日より3日前に、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。ただし、社長に差し支えあるときは、その総会で議長を選任する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

株主総会の特別決議(会社法第309条2項)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 取締役又は株主が、株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合の代理人は1名とし、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第22条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社の取締役が2名以上となるときは、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会においてこれを定めるものとする。

代表取締役は社長とし、取締役1名のときは当該取締役を社長とする。

社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠取締役)

第25条 取締役の欠員に備えて補欠の取締役を選任する場合の当該決議の効力は、決議後 回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年 月1日から 翌年 月 日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して行う。

前項の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 円とする。

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、株とし、発起人がその全部を引き受ける。

発起人が前項の株式と引換えに払い込む金額は、1株につき金 円とする。

(発起人の氏名 又は名称、住所及び割当てを受ける株式の数等)

第31条 発起人の氏名 又は名称、住所及び設立に際して割当てを受ける株式の数並びにその株式と引換えに払い込む金額は、次のとおりである。

埼玉県

普通株式 株
払い込む金額 金 万円

埼玉県

普通株式 株
払い込む金額 金 万円

埼玉県

普通株式 株
払い込む金額

ただし、次項に定める現物出資を行う。

現物出資をする者の氏名 又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割当てる株式の数は、次のとおりである。

現物出資者の氏名 又は名称

現物出資の財産

型式番号 番号

その価額 金 万円

割当てる株式の数 普通株式 株

(資本金の額)

第32条 当会社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が当会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 年 月 日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第34条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役

埼玉県

埼玉県

埼玉県

設立時代表取締役

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 を設立のため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

平成 年 月 日

発起人 印

発起人 印

発起人 印